

2025年11月14日

各位

会 社 名 株 式 会 社 あ か つ き 本 社 代表者名 代表取締役社長 島 根 秀 明 (コード 8737 東証スタンダード) 問合せ先 経営管理部長 宮 田 康 博 (TEL 03-6821-0606)

株式給付信託 (BBT) への追加拠出に伴う 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日付け取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本自己株式処分は、形式的には業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下「本制度」といいます。)に関してみずほ信託銀行株式会社と締結している信託契約に基づいて設定されている信託(以下「本信託」といいます。)の信託受託者から再信託を受けた再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行(信託E口)を割当先として行われるものですが、役務提供の対価として当社の監査等委員でない取締役及び当社が指定する当社子会社の取締役(監査等委員会設置会社である場合は監査等委員でない取締役とします。以下断りがない限り同じとし、以下「取締役等」といいます。)に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

記

1. 処分の概要

(1)	処	分	期	日	2025年12月1日(月)		
(2)	処分	する格	式の	種類	普通株式 220,000 株		
	及	U	Ÿ.	数			
(3)	処	分	価	額	1株につき金 538円		
(4)	処	分	総	額	118, 360, 000 円		
(5)	処	分子	定	先	当社の監査等委員でない取締役 当社が指定する当社子会社の取締役	5名 2名	203, 529 株 16, 471 株
(6)		σ,)	他	(注1、2) 本自己株式の処分については、金融層	5品取	目注による臨
		V	•	165	時報告書を提出いたします。	-1 HH 4/X	

(注1)本自己株式処分の形式的な処分予定先は、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)であります。株式会社日本カストディ銀行(信託E口)は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者(再信託受託者を株式会社日本カストディ銀行)とする信託契約を締結することによって設定されている信託口であります。一方、本自己株式処分は、本制度に基づいて取締

役等への給付を行うために行われるものであり、役務提供の対価として取締役等に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一ですので、処分予定先には取締役等を記載しております。なお、当社が指定する当社子会社の取締役2名のうち1名は当社の取締役を兼任しております。

(注2) 取締役等には、本制度に基づき、役位及び業績達成度等により定まるポイントを 付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する 当社株式を給付します。したがいまして、上記株式数は最大数であり、実際に取締 役等に給付される当社株式の数は、取締役等の役位及び業績達成度等により変動 いたします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2014年6月27日開催の定時株主総会の決議に基づき、本制度を導入し、その後、2017年6月29日開催の定時株主総会及び2018年6月28日開催の定時株主総会の決議に基づき、本制度の一部改定について承認を得ております(本制度の概要につきましては、2018年6月13日付第68回定時株主総会招集ご通知記載の第7号議案「監査等委員でない取締役に対する業績連動型株式報酬等の額の算定方法及び内容決定の件」をご参照下さい。)。

今般、当社は、本制度の継続に当たり、将来の給付に必要と見込まれる株式を本信託が取得するため、本信託に対する金銭の追加拠出(以下「追加信託」といいます。)を行うこと、並びに本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため株式会社日本カストディ銀行(本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者)に設定されている信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分すること(本自己株式処分)を決定いたしました。なお、本自己株式処分は、形式的には株式会社日本カストディ銀行(信託E口)を割当先として行われるものですが、役務提供の対価として取締役等に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

処分数量については、「役員株式給付規程」に基づき信託期間中に取締役等に給付する と見込まれる株式数に相当するもの(2025年3月末日で終了した事業年度から2026年3 月末日で終了する事業年度までの2事業年度分の一部)であり、2025年9月末日現在の 発行済株式総数34,029,544株に対し0.65%(2025年9月末日現在の総議決権個数332,977 個に対する割合0.66%(いずれも小数点第3位を四捨五入))となりますところ、2018年 6月13日付第68回定時株主総会招集ご通知記載の第7号議案「監査等委員でない取締役 に対する業績連動型株式報酬等の額の算定方法及び内容決定の件」に記載の本制度の目的 に照らして、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

※追加信託の概要

追加信託日 2025年12月1日 追加信託金額 35,360,000円(注) 取得する株式の種類 当社普通株式 取得株式数 220,000株 株式の取得日 2025年12月1日 株式取得方法 当社の自己株式処分(本自己株式処分)を引き受ける方法により取得 (注)本信託は、追加信託金額(35,360,000円)及び信託財産に属する金銭(83,000,000円)の総額を原資として当社株式の追加取得を行います。

3. 処分価格の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の東京証券 取引所における当社普通株式の終値 538 円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

なお処分価額 538 円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近1か月間の終値平均 531 円 (円未満切捨) に対して 101.32%を乗じた額であり、同直近3か月間の終値平均 544 円 (円未満切捨) に対して 98.90%を乗じた額であり、さらに同直近6か月間の終値平均 525 円 (円未満切捨) に対して 102.48%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、監査等委員である取締役3名(うち2名は社外取締役)が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、① 希薄化率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上